促進計画記載例

氏名や住所等は、明確に分かり易く記入してください

電話番号は常に確実に繋がる電話番号を記入してください

使用可能になる日です

第１　所有権の移転関係（出し手⇒機構用）

１　各筆明細

整理番号		所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）	（氏名又は名称） 公益[illegible]団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長　　○○　○○　㊞	（住所）　〒790－0003（電話番[illegible]089-945-1542） 愛媛県松山市三番町四丁目[illegible]番地１
		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（B）	（氏名又は名称） **愛　媛　　太　郎**　㊞	（住所）　〒000－0000（電話番号：0000-000-0000） 愛媛県○○市△△町◇丁目×××　捨印

所有権を移転する土地（C）					農地中間管理機構に移転する所有権（D）						農地中間管理事業の実施により成立する所有権の移転に係る当事者間の法律関係（E）	所有権を移転する土地の（B）以外の権原者等（F）				備考
所　在	地番	現況地目	面積 ㎡	所有権の登記の有無	利用目的	所有権の移転時期	対　価 円	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期		住　所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
○○市△△町××× ○○市△△町×××	100 200	田 田	1,000 2,000	有 有	水田として利用 露地野菜栽培に利用	本促進計画の公告日から３日を経過した日	500,000 1,000,000	Bが指定する口座に振り込む	登記を完了した日から30日を経過する日	対価の支払日	売買	○○市△△町×× ○○市△△町××	愛媛　次郎 愛媛　三郎	所有権 所有権	㊞ ㊞	

所有権や相続は必ず登記してください

所有権移転登記に記載される移転日になります

対価は、必ず筆ごとに記入してください

共有者の同意が必要です
抵当権は必ず抹消してください

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）所有権の移転

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（２）法律関係の失効

１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

（３）所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（４）対価の増減額請求

甲及び農地中間管理機構（以下「乙」という。）は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

（５）境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（６）障害の除去等

ア　甲は、当該土地の引渡しの時期までに、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすもの（以下「障害」という。）を除去しなければならない。

イ　当該土地の引き渡し後において障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ　甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ　甲が乙の定めた相当な期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

オ　エにより法律関係を解除した場合の損害賠償金の額は、(12）のウの規定を準用する。

カ　乙は、障害を知った日から１年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害の賠償の請求をすることができない。ただし、甲が引き渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（７）禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア　当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ　当該土地に構築物を設置すること。

ウ　当該土地の形質を変更すること（（６）のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

（８）土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

（９）租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(10）所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の単独申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(11）経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(12）法律関係の解除

ア　甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ　甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ　イの損害賠償金は、対価の 14.0 パーセントに相当する額とする。

(13）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

様式-3の別添

農用地利用集積等促進計画により所有権の移転（以下「権利設定等」という。）を受ける者の農業経営の状況等（個人用）

整理番号		氏名又は名称	○○○○	性　別	○	年　令	○○	農作業従事日数 ○○○日

現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（A）（㎡）		現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B）（㎡）		主たる経営作目（C）
農地	田	農地	田	
	畑		畑	
	樹園地		樹園地	
採草放牧地		採草放牧地		

世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況（D）					主な家畜の飼養の状況（E）		主な農機具の所有の状況（F）		農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響　（H）
世帯員（構成員）		農　業　従　事　者			雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量	
男	○人	農業専従者		○人	○○人日			トラック	○台	
女	○人	農業補助者	主として農業に従事する者	○人				草刈機	○台	
			従として農業に従事する者	○人				動噴	○台	
								モノラック	○台	

農作業に従事する者の配置の状況（G）

市　町	氏　名	住所地、拠点となる場所等
他市町にも耕作地がある場合に記入		

（記載注意）（1）権利設定等を受ける者の農業経営の状況等は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画中、いずれかにその添付があれば、他は添付を要しない。

（2）（A）欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。

（3）（B）欄は、所有権以外の権利（賃借権又は使用貸借権等）が設定されている農用地の面積を記載する。

（4）（C）欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

（5）（D）欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

（6）（G）欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。

（7）権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

第１　所有権の移転関係（出し手⇒機構用）

１　各筆明細

整理番号		所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）	（氏名又は名称） 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長　岸本　憲彦　㊞	（住所）　〒　―　（電話番号：　―　―　）
		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（B）	（氏名又は名称） ㊞	（住所）　〒　―　（電話番号：　―　―　）

所有権を移転する土地（C）					農地中間管理機構に移転する所有権（D）						農地中間管理事業の実施により成立する所有権の移転に係る当事者間の法律関係（E）	所有権を移転する土地の(B)以外の権原者等（F）				備考
所　在	地番	現況地目	面積 ㎡	所有権の登記の有無	利用目的	所有権の移転時期	対　価 円	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期		住　所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

（記載注意）（１）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

（２）　権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（３）（C）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。

（４）（C）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（５）（D）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（６）（D）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（７）（E）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

（８）（F）欄は、（B）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）所有権の移転

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（２）法律関係の失効

１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

（３）所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（４）対価の増減額請求

甲及び農地中間管理機構（以下「乙」という。）は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

（５）境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（６）障害の除去等

ア　甲は、当該土地の引渡しの時期までに、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすもの（以下「障害」という。）を除去しなければならない。

イ　当該土地の引き渡し後において障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ　甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ　甲が乙の定めた相当な期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

オ　エにより法律関係を解除した場合の損害賠償金の額は、(12）のウの規定を準用する。

カ　乙は、障害を知った日から１年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害の賠償の請求をすることができない。ただし、甲が引き渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（７）禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア　当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ　当該土地に構築物を設置すること。

ウ　当該土地の形質を変更すること（（６）のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

（８）土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

（９）租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(10）所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の単独申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(11）経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(12）法律関係の解除

ア　甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ　甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ　イの損害賠償金は、対価の 14.0 パーセントに相当する額とする。

(13）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

様式-3の別添

農用地利用集積等促進計画により所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(個人用)

整理番号		氏名又は名称		性 別		年 令		農作業従事日数 日

現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) (㎡)			現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) (㎡)			主たる経営作目 (C)	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)					主な家畜の飼養の状況 (E)		主な農機具の所有の状況 (F)		農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)
							世帯員(構成員)	農業従事者			雇用労働力(年間延日数)	種類	数量	種類	数量	
農地	田		農地	田			男 人	農業専従者		人	人日					
	畑			畑				農業補助者	主として農業に従事する者	人						
	樹園地			樹園地			女 人		従として農業に従事する者	人						
採草放牧地			採草放牧地													

農作業に従事する者の配置の状況(G)		
市 町	氏 名	住所地、拠点となる場所等

(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画中、いずれかにその添付があれば、他は添付を要しない。

(2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。

(3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。

(4) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

(6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。

(7) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。